

論点に対する回答

分 野	地方公共団体のデジタル化
省 庁 名	内閣府
論 点	<p>「特定非営利活動促進法関係手続」分野における手続のデジタル化について、以下の点を御説明願います。</p> <p>① 内閣府において検討しているデジタル化の概要（対象手続、スケジュールなどを含む）を御説明願います。その際には、概算要求の内容についても御説明ください（手続の業務やデータの流れが分かるポンチ絵の添付をお願いします）。</p> <p>② デジタル化に当たっては、最新のデジタル技術を前提に、事業者等の意見も踏まえ、制度の趣旨に立ち返っての制度及び業務の見直しを徹底することが求められるが、こうした BPR の観点から想定される課題、及び、それらを検討するための体制等について、御説明ください。その際には、少なくとも、添付書類の削減（バックオフィス連携による削減を含む。）について言及願います。</p> <p>③ 利用者目線で使い勝手の良いシステムとする観点からは、以下のような取組が不可欠と考えられます。それぞれの取組について、内閣府の方針を御説明ください。</p> <p>ア：エンドツーエンドでのデジタル化を図るとともに、相互に関連性のある複数の手続について、一つのオンラインシステムとして構築する等の措置が必要である。検討中のデジタル化が、こうした要請にこたえるものとなっているか。</p> <p>イ：現時点で把握している事業者や地方公共団体等の要望はあるか。また、今後、利用者のニーズ等を把握するために、事業者や地方公共団体等の意見をどのように聴取していくことを予定しているか。</p>

	<p>ウ：地方公共団体と事業者との間のインターフェイス（申請項目、様式、形式面での指導内容等）の標準化を進める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方独自の運用（申請項目、様式、添付書類等）等現時点で内閣府において把握している課題 ・今後の標準化の取組の予定（地方独自の運用をどのように把握し、どのように標準化を進めていくか）について御説明ください。 <p>エ：G ビズ ID の導入など使い勝手の良い認証の仕組の導入、外部連携機能（API）の整備等を推進すべきと考えるが、検討状況はいかがか。</p> <p>④ その他、想定される課題があれば、御説明ください。</p>
	<p>【回答】</p> <p>① 特定非営利活動促進法（以下、「NPO法」）では、特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」）の市民に対する広範な情報公開の観点から、NPO法人が所轄庁（都道府県及び政令市）に毎年度提出すべき書類等や、閲覧に備え置くべき書類等を規定している。</p> <p>NPO法では、これらの書類の提出方法について、条例で定める場合には電磁的に提出したり、電磁的に閲覧に供することを可能とする規定を設けているが、現状としては、電子申請の利用率は低い。</p> <p>NPO法人が所轄庁に提出すべき書類について、NPO法人がウェブサイトを通じてオンラインで入力・提出し、所轄庁もオンラインで事務を行うことが可能なシステム（ウェブ報告システム）を内閣府が整備・提供することを検討する。今後速やかに検討を進め、令和3年の可能な限り早い時期に、システム構築に向けて着手する。</p> <p>（概算要求については別添ポンチ絵参照）</p>

② NPO法人が所轄庁（都道府県及び政令市）に提出すべき書類等についてはNPO法で規定されている。所轄庁が任意で求める書類があるか、実態を精査するとともに、事業報告書や活動計算書等、内閣府がひな型を示す書類等について、ウェブ入力システムの構築とともに簡素化などBPRの観点から見直しを進めたい。

検討にあたっては、既存の体制下（内閣府共助社会づくり推進担当）で対応する予定である。その際には、NPO法人や所轄庁の意見・要望も聴取していく。

③

ア：現在検討を進めている「ウェブ報告システム」は、NPO法人がウェブサイトを通じてオンラインで事業報告書等の情報を入力・提出し、所轄庁がそれらを確認し、オンラインで状況や内容の確認・監督事務を行うことが可能とするシステムであるため、御示しの要請にこたえるものと考えている。

イ：現時点でNPO法人や地方公共団体等からオンライン化に特化した要望は受けていないが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言時に報告書の対面提出受付を停止した所轄庁もあったことから、オンライン化の要請はあると考えている。今後、個別のニーズ等の聴取を行っていききたい。

ウ：現状は、内閣府作成の手引きで各種書類の様式を定め、所轄庁（都道府県及び政令市）へ周知しており、基本的には書面様式は標準化されていると言える。加えて所轄庁独自の様式を設けていることは考えられるため、所轄庁へニーズ等の聴取を行う際、運用の実態も把握し、標準化したプラットフォームに自治体が任意で独自性を付加できる仕様を検討したい。

エ：現行の「NPO情報管理・公開システム」（内閣府NPOポータルサイト）については、令和5年度の政府共通プラットフォームへの移行を予定しているが、その際、現在検討を進めている「ウェブ報告システム」と併せて、外部連携機能等の整備についても検討していきたい。

- ④ NPO法人と所轄庁の利便性を向上させることと、広く一般市民にとってもNPO法人の情報を分かりやすく提供することを念頭に検討を進めるが、その際、オンライン化に対応できないNPO法人が存在する可能性を勘案して対応を進めたい。